

2025年度（令和7年度）－第23期－
社会福祉法人こころの窓 事業計画

- 法人事業計画
- 施設系サービス
 - 生活介護事業（介護給付事業）
 - 就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）
- 居宅系サービス
 - 共同生活援助事業（訓練等給付事業）
- 障害児通所支援事業【児童福祉法】
 - 放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）
 - 児童発達支援事業（障害児通所給付事業）
- 相談支援事業
 - 特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）
 - 障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）
- 短期入所事業
 - 短期入所事業（介護給付事業）
 - 日中一時支援事業

（2025年4月1日～2026年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい者通所施設	青い鳥
共同生活事業所	ヴィラージュあゆみ ヴィラージュあまね
障がい児通所施設	青い鳥初芝教室
相談支援事業所	青い鳥
短期入所事業所	ショートステイあかね

2025 年度事業における主な計画【法人全般】

はじめに — 福祉事業者の経営状況を踏まえて —

近年、社会福祉法人の経営環境が急激に悪化しています。

社会福祉法人の経営実態について網羅的な分析がなされる独立行政法人福祉医療機構（WAM）の「社会福祉法人の経営状況について」（2022 年度対象、2024 年 3 月発表）では、分析対象とした社会福祉法人 8,298 法人の実に 35.7%が赤字と厳しい状況であることが報告されました。

それぞれの赤字法人の割合は以下の通りです（カッコ内は 2021 年度との比較）。

▶「介護」45.8%（+6.5）▶「保育」24.8%（+1.1）▶「障害」35.6%（+5.9 ポイント）

※ 2023 年度を対象とした WAM「経営分析参考指標」では、赤字法人の割合は 4.8 ポイント改善し 30.9%となりましたが、それでも過去 3 番目の高水準です。

10 年ほど前、国会や多くのメディアを通し社会福祉法人改革の必要性が訴えられ、2017 年 4 月に改正社会福祉法が施行されました。旧態依然とした経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性確保、財務規律の強化などは求められて当然ではありますが、同時に「社会福祉法人の利益率は過去最高益の大企業に並ぶ水準だ」とも喧伝されました。「儲かっている」と見做された側の当事者としては、どこの国の話だろうと摩訶不思議でしたが、改正後にコロナ禍やインフレも相まって、同業他法人の経営状況も多くは厳しさを増している様子が窺えます。当時の経営分析に数字の嘘はないのかもしれませんが、様々な社会的要因から低く抑えられてきた人件費やデフレの影響下において将来予測を見誤った点も多かったのではないかと疑念に思います。窮状は福祉事業者全体で拡がっており、需要が少ない地方から順に加速度的にサービス空白地帯が増加する懸念があります。

全国的に福祉事業所の人材不足による廃止や休止が相次ぐ中、人材確保は最重要課題です。当法人も法人資源を投下し相当程度の賃上げと採用活動を展開しており、スタッフの人数確保と年齢構成のバランス是正において成果が見られます。また、当法人の直近 5 年の離職率は 11%強で、16%前後かそれ以上とされる福祉分野の平均離職率と比較すれば、現時点では取組みが一定奏功しています。しかし、それでも事業によっては充足できていません。他産業と伍していくにはさらなる賃上げが必要であることは明らかです。

とはいえ、現状の給付制度において将来にわたり持続可能な事業展開を組み立てなければなりません。上記、WAM の経営分析では、経費率（（事業費+事務費）÷サービス活動収益）は赤字法人が 27.1%、黒字法人 23.9%となっており、また人件費率（人件費÷サービス活動収益）は赤字法人が 70.0%、黒字法人が 66.0%です。当法人は今年度予算において経費率が約 20%ですが、人件費率は約 76%となっており、健全経営に向けては支出の引き締めが必要な状況です。

以上、福祉事業の厳しい経営環境について縷々説明を重ねました。わが国の福祉事業は人材確保と人件費や経費の抑制という、矛盾を孕んだ課題と向き合いながら事業の持続可能性を追求する難しい局面にあります。当法人はまずは人材確保に注力し、そして ICT 化やアウトソーシング、組織改編により経費圧縮を進めていきます。

1. グループホーム事業の推進および既存事業の再編へ向けて

2024年4月、重度者対応グループホームの開設予定地として当法人の本部施設近隣に土地991.80㎡を購入しました。市街化調整区域に存するため堺市開発審査会の開発許可同意が必要ですが、2027年度に合計定員10名の重度者対応ホームをオープンする方向で事業計画を策定します。多額の資金が必要となるため、今秋に募集が見込まれる「令和8年度社会福祉施設等施設整備費補助事業（グループホーム創設）」の採択を目指し協議に臨みます。採択されない場合は翌年度に再度申請を行う予定です。

当該不動産はグループホーム事業と合わせショートステイ事業を運営できるだけの面積があります。本部敷地に存するショートステイあかねを移転できれば、一旦断念した青い鳥の高齢重度化対策の一環として企図した生活介護事業分場の代替施設として現行ショートステイの転用も現実的となります。本部敷地はその一帯を通所事業で占有することで利便性が増し、今般の土地では重度者対応ホームとショートステイ事業の組み合わせにより多数のスタッフが年間を通じて夜間常駐することで、小規模点在型事業であるグループホームの最も脆弱な夜間緊急対応にかかるワンストップ機能が期待できます。

スタッフの確保と資金繰りの見通しが万全とは言い難い状況ですが、夜間運営体制をより安定した強固なものとする中で、ご利用者の地域に根付いた“いつまでも安心な暮らし”の実現を目指し、取組みを進めていきます。

2. グループホーム「地域連携推進会議」の設置

今年度からグループホームの各事業所に利用者や地域住民、有識者などをつくる「地域連携推進会議」の設置が義務化されました。

地域連携推進会議は、障害をもつ方々が地域で安心して暮らせるように支援体制を整えることを目的に、グループホームの利用者及びその家族、地域住民、障がい福祉の知見を有する方々等により構成され、おおむね1年に1回以上ホームの運営内容を報告したり助言を受けたりするほか、会議構成員がグループホームを訪ねて暮らしの様子を見学します。また、会議の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表します。

今年度については、当事業所が第三者評価受審による設置免除期間にあたるため、まずは地域連携推進会議の構成員を選出する年とし、2026年度から地域連携推進会議を開催します。

3. 「堺市強度行動障害支援体制整備事業」への参画

堺市は、強度行動障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境整備を目指し標記事業を開始しました。当法人は参画団体3法人の一つに選抜されています。事業では、支援員の専門的知識・技術の習得、及び地域への拡大普及を図ることを目的とし、昨年度下半期から開始され、2026年度まで3か年にわたり実施されます。大阪府内外で同様の取組みを先行牽引している社会福祉法人北摂杉の子会からコンサルテーションを受け研鑽を重ねていく運びです。

4. 「障害者(児)緊急時かけつけ等事業」への参画

緊急時の受け皿機能発揮としまして、2017年度から始まった堺市の「緊急時対応事業」が見直し(廃止)されることとなり、2025年度より新たな緊急対応スキームとして、「障害者(児)緊急時かけつけ等事業」が創設され、参画する予定です。これは緊急時対応事業にあった緊急時における移送・駆けつけ機能と緊急時対応後の相談支援機能とをミックス制度化するもので、受入れ機能は地域生活支援拠点等認定事業所に統合一本化となって、従前利用者限定登録制から、幅広い緊急利用者ニーズへの拾い上げと地域生活支援拠点の拡充化が図られるものとなります。

5. Office 365 導入による本部と各グループホームのネットワーク化推進

2023年度以降、各グループホームにWi-Fi環境を整備しPCやタブレット等の端末を備え、各種記録の帳票電子化クラウドサービス「XC-Gate(クラウド版)」、障害福祉サービス業務管理システム「ほのぼのmore」クラウド版を導入しました。この利便性をさらに活かすべく、当期は、「Office 365」を全面導入します。これまで本部サーバーに格納されていたため、本部敷地建物でしかアクセスできなかった様々な業務ファイルにホームからもアクセスできるようになります。ホームスタッフは本部に出勤することなく、たとえホーム夜勤帯であっても事務作業ができるようになり、さらなる業務効率化が期待できます。

6. 勤怠管理システム導入の中止

2023年度末から1年余り取り組んできた勤怠管理システム導入事業について中止します。

2024年度より順次、法人各事業においてクラウド型勤怠管理システム(「クロノス Performance」「クロッシオン」【製造販売元:クロノス株式会社(Xronos Inc.)】)を導入し、タイムレコーダーでの勤怠管理を廃止していく予定でした。しかし、福祉事業ならではの複雑な勤務形態と頻回なシフト調整に対応できず、むしろ煩雑となっている状況を踏まえ、勤怠管理業務の効率化が見通せないと判断しました。

残念ながら本事業については頓挫しましたが、これまで導入してきたICT化関連の取組みは大きな成果をあげています。今後もテクノロジーの発展をつぶさに捉え、積極的にICTとアウトソーシングを活用し、生産性の向上を図っていきます。

▼直近5年間のICT化の組織的取組み

2020年度 家庭等へのメール連絡網「さくら連絡網」本格導入

2020年度 産業保健業務サポートのトータルパッケージサービス「リモート産業保健」導入

2021年度 WEB給与明細発行および年末調整データ申請「オフィスステーション」本格導入

2022年度 ビジネスチャットツール「LINE WORKS」本格導入

2023年度 各種記録の帳票電子化クラウドサービス「XC-Gate(クラウド版)」本格導入

2024年度 障がい福祉サービス業務管理システム「ほのぼのmore(クラウド版)」本格導入

7. 新卒スタッフ採用の継続と法人運営にかかる中核人材の確保

スタッフの年齢構成是正、長期的な事業運営の持続を目的に、若年層採用に力点をおき求人活動を継続します。

全産業的に極めて厳しい採用競争下ではありますが、事業計画で新卒採用強化を打ち出した

2023年春は新卒者3名、2024年春は5名の新卒者を迎え入れ、一旦、若年層確保は十分な域に達しました。とはいえ、事業継続性を担保するために、昨年度の事業計画では当面毎年新卒2名前後の入職を念頭に新卒スタッフ採用に注力していく、としました。結果、この春も新卒者2名が入職する運びとなりました。取組みを継続していきます。

また、若年層採用とは別に、法人運営の中核人材確保も喫緊の課題として尽力します。事業開始から20余年を経て、法人として初めて本格的な管理職の世代交代のタイミングを迎えています。内部人材の登用はもちろんのことですが、異業種を含めた専門知識や経験を持つ外部人材の採用を組織の成長戦略のひとつに位置付けます。外部人材の採用にあたっては業務とのミスマッチが往々にして起こりますので、期待する役割や成果を明確にし、取組んでいきます。

8. 利用者高齢化への対応

障がい福祉において、利用者の高齢化対応は深刻な課題となっています。障がいの影響はさまざままで、本人はもちろんご家族の希望も考慮する必要があるため、年齢による一律での介護保険への移行が必ずしも最適な選択とは言えません。実際、支援現場では、70代、80代の方々が楽しくご利用いただいているケースがある一方で、早老化により40代で要介護4や5に至る場合もあります。特に、認知症により介護度が増した場合、現行の「青い鳥」や各グループホームでは、ハード面、ソフト面の両面で十分な対応が難しい状況です。

現在は試行錯誤を重ねながら支援を行っているところですが、ご利用者にとって最善は何か、また障がい福祉事業者として責任を持つ範囲はいかにあるべきか、各事業の介護力を踏まえつつ今後以下の取組みを進めていきます。

1. 利用者の介護度の進行に応じたサービス移行のタイミングをある程度明確な基準で設定する
2. 移行に際しては、本人やご家族が安心し納得できるよう、十分な相談支援体制を整えるとともに、高齢福祉事業者等との連携を進める
3. 高齢福祉の経験が豊富な支援スタッフや管理栄養士を確保し、サービスの質を向上させ、高齢化に対する支援レベルを引き上げる

9. 「青い鳥」新規利用者の募集

「青い鳥」では、約10年ぶりに新規利用者の募集を開始いたします。

募集にあたっては、2027年春卒の支援学校生を対象とし、今年度の高等部2年生へのアプローチから開始する予定です。また、生活介護事業には今後、現在の就労継続支援事業の在籍者からの高齢化による移籍が見込まれます。そのため、新規利用者の確保は就労継続支援事業希望者を中心に検討します。

当法人が運営する障がい者通所施設は「青い鳥」のみで、定員100名の大規模施設です。これまで、ご利用者が今後も継続して地域生活を営めるよう、グループホーム事業に注力してきました。しかし、近年では、介護サービスに移行するご利用者も出てきています。

「青い鳥」は開所から20年以上が経過し、当初は利用者の平均年齢が若く、定員規定改正時には多くの支援学校卒業生を迎えました。その後も退所者が少なかったため、約10年間、新規利用者の募集を行ってこなかった特殊な状況にあります。新規事業者の大量参入により、利用者

獲得環境は大きく変化しています。これに対応するため、早めに今後の準備を進めていきます。

現在の年齢構成を考慮し、2027年以降当面は毎年または隔年で新規利用者を確保し、事業所として適切な利用率を維持することを目指します。

10. 事業所における安心・安全・快適さの追求

事故予防や検証、虐待防止や検証を目的として、グループホームや「青い鳥」の共有スペースに見守りカメラの設置を進めています。グループホームでは、公営団地利用型を除くすべてのホームに設置が完了しており、「青い鳥」については残り1/3のエリアに今年度中に設置を完了する予定です。これにより、冒頭の目的はもちろんのこと、利用者同士の所持品の取り違えなどが確認できるなど、想定外の活用事例があり、様々な効果が見られています。

また、2023年度末に解散した家族会「こころの窓の仲間を支える会」からの寄付金を活用し、前年度末に「青い鳥」の一区画に導入した給食温庫カートについて、その導入効果を検証していきます。効果が確認でき次第、順次他のエリアへの配備を進めていく予定です。

11. 安定した経営へ向けて

法人が運営する事業の中には、給付収入に対して複数の不採算部門や規模縮小の検討が必要な部門があります。それぞれの事業には、法人にとって重要な運営意義がありますが、今後の展開を慎重に検討していきます。

現在の給付体系では採算が見込めない事業として、相談支援事業と放課後等デイサービス事業が挙げられます。特に当法人の放課後等デイサービス事業は、他の法人とは異なる運営スタイルを取っており、夕方や休日の「預かり」要素を持たず、短時間集中型の「個別療育」を中心とした専門的支援を行っています。このため、スタッフのほとんどが正職員であることから、現行の給付体系では採算が合わない状況で、まずは利用率をあげるための取組みを進めます。

また、規模の見直しが必要な事業としては、ショートステイ事業が挙げられます。当事業所を利用してきた多くの重度者が順調にグループホームに入居していることに加え、堺市におけるショートステイの総床数が増加した影響もあり、年々稼働率が低下しています。移転の計画がありますので、その機会を捉えて減床を選択する可能性があります。

不採算部門を支えてきた黒字事業においても、近年の人件費高騰により、これまでの余裕がなくなってきました。各事業の必要性は認めつつも収支状況から目を逸らさずに、最適な法人資源の投下配分について検討を進めていきます。

11. その他 前年度より継続する重要案件

●「堺市地域生活支援拠点」制度への参画 ●「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」への参画 ●「堺市障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）」、「堺市障害児通所支援事業者育成事業」への参画 ●通所事業とグループホーム事業の管理一元化およびスタッフの連携推進

2025年度（令和7年度）－第23期－

● 施設系サービス

生活介護事業（介護給付事業）

就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）

（2025年4月1日～2026年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

障がい者通所施設

青い鳥

1. 施設系サービス利用者に対する支援方針【生活介護・就労継続支援】

①定員規模

2025年度に実施する青い鳥生活介護事業の利用定員は80名で、活動の単位を1単位から3単位に分け、ニーズに沿った人員配置を行い、きめ細かな支援を実施します。

就労継続支援事業B型の利用定員は20名で、うち、従たる事業所「あおいとりのおかし」の定員が10名となっています。

②個別支援

サービス提供にあたり、個々の利用者の希望に寄り添い、「生活面（主に日常動作、生活習慣）」「作業面（主に生産活動）」「社会面（主にコミュニケーション活動・対人関係）」などの視点からニーズに応える支援を展開します。

生活介護事業では、「利用者が事業所に安心して通所でき、安定して過ごす」こと、「利用者が本人に合ったコミュニケーション方法を得て、意思を表出する」こと、「利用者が自己決定し、自発的・能動的に活動する」ことをサポートします。これにより、利用者が社会の一員として自己肯定感を高め、豊かで生きがいのある生活を目指します。

就労継続支援B型事業では、特に就労訓練や生産活動の支援において、個々の要望や特性に合った活動（治具や手順書の使用も含む）の機会を提供します。これにより、作業の幅を広げ、日々「やりがい」や「達成感」を感じながら、いきいきとした生活の実現を目指します。

サービス管理責任者および担当支援員は、本人およびその家族のニーズを分析・検討した上で、6ヶ月ごとに個別支援計画を策定します。本人や家族の同意を得てサービスを提供し、支援期間については経過報告書を作成し、本人や家族にお渡しします。

③感染症予防及びまん延防止のための対策

感染症および食中毒の発生およびまん延防止に関する取り組みの義務化を踏まえ、新型コロナウイルス対策として強化された定期的な手指消毒、館内消毒、検温、換気、体調管理などの措置を継続いたします。作業やレクリエーション活動、各種行事については、感染状況を考慮しながら、適宜分散化や実施変更の判断を行います。

④日中活動

◆生活介護事業

【作業活動】

利用者の日中活動に作業活動を提供します。

- ・作業は企業からの請負作業、清掃業務、リサイクル活動（新聞回収）を基本とし、仕上げた作業にだけ着目するのではなく、仕上げるまでの段階を職員と一緒に一つずつ時間をかけて取り組み、その中でADL（日常生活動作）やコミュニケーションの向上を同時に目指します。

※ 請負作業の主な取引先は以下の通りです。

奥野清明堂、アサヒサイクルリムセンター、中谷金属工業（株）、前田物産（株）

和新工業（株）、栄プラスチック、青い鳥施設内清掃、ショートステイあかね施設内清掃
【特別活動】

利用者の日中活動に特別活動（創作、農芸、運動等）を提供します。班単位だけでなく、季節行事や特別活動班を中心に、各利用者のニーズに応じた様々な活動を企画します。

・創作活動：季節に応じた作品作りを提供し、完成した作品は館内装飾後に持ち帰っていただきます。また、希望される利用者と共に一年を通して畑の案山子作りや平面作品制作等を行います。

・農芸活動：農地で作物を育てる活動に参加し、収穫体験や収穫した作物を食べる（昼食の具材や焼き芋等）体験を行います。

・運動プログラム：ウォーキングや体操等の活動を行うほか、外部から講師を招き、「ミュージック・ケア」や「フィットネス」を毎月のプログラムに取り入れ、利用者の健康保持と増進に努めます。

・その他の活動：青い鳥以外の活動場所として外部施設（市営体育館、会議室等）を利用し、青い鳥では行えない運動やレクリエーション活動、調理実習の機会を提供します。また、企業が実施する社会貢献事業の活用も積極的に進め、幅広い活動を展開します。

【わいわい活動】

「余暇の充実」や「楽しみ」を目的に、日中の活動班を基にグループを構成し、利用者の個別のニーズに寄り添った活動を実施します。活動を通じて社会資源を利用し、社会のルールやマナーを学び、集団活動に慣れ、円滑な対人関係を築くことを目指します。また、買い物などのIADL（手段的日常生活動作能力）を高め、QOL向上を目的に実施します。

活動実施にあたっては次の点を考慮します。

- ① 感染症等の感染予防対策
- ② 高齢化により体力や運動能力が低下した利用者の安全を確保するための職員配置
- ③ コロナ禍で控えていたため、外出活動に慣れていない職員が多い状況

これらの点を踏まえ、15名程度のグループで楽しく活動を行います。具体的には、施設内外での活動を年3回実施し、日帰り研修旅行を年1回行います

◆就労継続支援B型事業

就労継続支援B型事業では、作業活動として製菓事業、給食サービス事業、清掃サービス事業、企業からの請負事業を提供し、さらに事業所外研修のプログラムも実施しています。この事業においては、職員が担当する各事業の売上や利用者の作業の様子、工賃、現状の課題などの情報を共有し、利用者が円滑かつ安定して日中の作業活動を行えるよう、月に1度以上の定例会を開催して協議しています。また、給食サービス事業および清掃サービス事業に関しては、就労訓練に係る業務委託契約をそれぞれ「青い鳥」（給食、清掃）および「ショートステイあかね」（清掃）と締結し、実施しています。

製菓事業においては、地域に根ざした営業展開に重点を置き、ご利用者の工賃向上を目指します。その中で、製造した商品が実際に売れる様子を体感していただき、利用者自身に「働く喜び」を感じてもらうことを大切にしています。これにより、達成感や社会

参加の充実感を得ることで、さらなる意欲向上につなげていきます。

① 利用者の製造技術の向上・社会性の向上

商品に携わる工程を増やし、丁寧な仕上げを目指します。作業指導員の指導の下で製造技術を磨いていただきます。また、お客様と接したり、自力通所を継続することで、社会性の向上を図ります。

② 利用者の金銭に対する知識の向上

材料や商品を通じて金銭の価値を理解してもらえるよう、身近なものに例えるなど、分かりやすい働きかけを行います。同時に、売上を意識した取り組みを行い、販売の対価として給料を得るというサイクルの理解を深めていただけるよう支援します。

③ 商品品質の保持・新商品開発・材料費高騰への対策

店舗に来店されるお客様に満足していただけるよう、商品の品質を高めます。消費・賞味期限等の管理を徹底し、製造販売事故を防止します。また、飽きの来ない商品の提供を目指し、全工程において利用者に関わっていただき、一緒に商品づくりを行います。材料費の高騰が続いているため、定期的な原価計算と適正な商品価格の見直しを行います。

④ キッチンカーでの販売

キッチンカーを活用し販売を行う事で認知度の向上・売り上げ確保・利用者の社会参加を図ります。定期的にキッチンカー販売ができるイベント・スペースを模索します。

⑤ 業務委託販売の継続

三喜屋珈琲（三国ヶ丘にある珈琲店、店舗の一部に販売コーナーをお借りしている）、ハーベスト横またきて菜、わくわく広場、公益社なかもず会館（お茶請け菓子としての納品）、森のキッチンでの委託販売を継続します。

⑥ 期間限定催事への参加

イトーヨーカドーあべの店では、2022年度から参画し、顧客にも定着しています。2025年度の催事は、以下の日程で販売を行います。
・4月16日～20日 ・9月24日～28日

【工賃向上】

就労継続支援B型事業の利用者の工賃向上を目指し、今年度も工賃向上計画支援事業に参画し、工賃引き上げ計画シートを作成・実施します。また、工賃支給規定に基づき、今年度も時給制で工賃を支払います。

「あおいとりのおかし」の開店後、利用者の作業時間の増加や作業内容の変化が生じたため、工賃規定の見直しを行いました。具体的には、以下の7段階の時給を設定しています：①450円、②400円、③350円、④300円、⑤250円、⑥200円、⑦150円。時給額の設定幅を広げることで、さらなる工賃向上を目指します。

職員の作業指導の意識や質の向上を図り、利用者とともに工賃向上への意欲を共有していきます。今年度も大阪府の平均工賃額を上回る金額を利用者に支給することを目標として掲げ、達成を目指します。

⑤土曜活動について

前年度と同様に、祝日や冬季休暇、職員会議日を除いたすべての土曜日に、通常の通所サービスを実施いたします。利用を希望される方には、全面的に開所いたします。

⑥高齢期や重度重複障がいのある利用者への支援

生活介護事業の一区画において、高齢期や重複障がいの利用者が安全に参加でき、日中を充実して過ごせるスペースやプログラムを用意します。

⑦健康管理

・健康診断

通所事業では健康診断を年 1 回（6 月）実施します。健康診断を委託する健康診断専門医療機関は（株）チェックアップ健診センター（富田林市若松町西 1-1841-1 アジア商事ビル1F106号 TEL0721-26-0616）です。

肥満は成人病疾病との関係が大きいこともあり、体重管理が必要な利用者には肥満度の状態に合わせて毎日もしくは毎週測定して、体重が基準値内の方にも毎月 1 回の体重測定を実施し支援に役立てます。

・医療相談

利用者支援にかかる医療相談を委託する医療機関は木村医院（堺市中区大野芝町 242-2 TEL 072-237-5000）嘱託医木村彰男医師です。

木村医師の施設定期訪問時（毎月、第 1 木曜日予定）に支援員、看護師が医療面のアドバイスを受け、支援に役立てます。

・口腔ケア

口腔ケア管理を委託する医療機関は丹田歯科医院（堺市南区晴美台 3-1-7 TEL072-297-2883）です。

口腔ケアも健康管理の重要な柱に位置づけており、今年度もブラッシング指導・歯石除去・歯科治療に関しては希望者を対象とし、より実践的な取り組みとして少人数の利用者グループで実際に歯科医院に出かけて受診します。また、歯科検診については、今年度も二重検診を防ぐため通所利用者にアンケートを募り希望される利用者を対象に実施します。

日々行っている食後の歯磨きについては支援が必要な方には担当職員によるブラッシングケアを実施、通所利用者全員を対象とした看護師によるブラッシングケアを週 1 回行い、併せてブラッシングのアドバイスを行ない、歯周病、虫歯予防に努めます。使用する歯ブラシは使い捨てを前提とした歯ブラシです。歯ブラシを毎回使い捨てることにより更なる感染予防対策に努めます。

・服薬管理

日々の服薬については必要に応じて事業所で管理し、服薬確認や援助を行います。

・保清ケア

足浴、爪切りなどの保清を行い、皮膚状態観察して、医師よりの指示の外用薬を塗布や、皮膚保護目的の為に必要に応じてワセリン塗布をさせて頂いています。

・状態観察、バイタルサイン測定、創傷処置等、必要に応じて支援員と情報共有しながら、適宜

実施します。

⑧行事・施設外活動

◆生活介護事業

・研修旅行（宿泊）について

コロナ渦で活動を停止していた為、研修旅行（宿泊）の実施を5年間見合わせています。以前に比べ体力が落ちた利用者や外出活動に慣れていない職員が多いため、安全に研修旅行（宿泊）を実施することが困難であると判断し、今年度も研修旅行（宿泊）の実施を見合わせ、わいわい活動（施設外活動、日帰り研修旅行）を通じて外出時の利用者の体力の把握や外出活動の経験が少ない職員の育成を行います。

◆就労継続支援B型事業

・研修活動(宿泊、日帰り)

主に就労訓練を目的とした社会体験プログラムを実施します。今年度も宿泊を伴う研修旅行（年1回）は見合わせ、日帰り研修旅行（年1回）および社会体験活動（年3回）を提供していきます。各活動では、様々な業種の企業で働く人々の姿を身近で見たり、話を聞いたりすることで、利用者の就労に対する意識や意欲の向上を主な目的として実施します。

また、公共の交通機関の利用法や社会資源の活用法、金銭管理、社会性（マナーなど）の習得・向上など、個別のニーズに寄り添いながら社会体験活動を提供していきます。

なお、2020年に世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のため、宿泊を伴う研修旅行や集団での社会体験活動、日帰り研修旅行は2年間見合わせていましたが、2023年度より人数に制限を設けて段階的に活動を再開しました。2025年度については、制限を緩和していく予定です。

2. 行事・レクリエーション【主に生活介護】

実施予定	内 容
2025年 4月	ミュージック・ケア、フィットネス、大掃除
2025年 5月	ミュージック・ケア、フィットネス、端午の節句
2025年 6月	ミュージック・ケア、フィットネス、青い鳥企画展
2025年 7月	ミュージック・ケア、フィットネス、七夕
2025年 8月	ミュージック・ケア、フィットネス、大掃除
2025年 9月	ミュージック・ケア、フィットネス、健康診断、青い鳥企画展
2025年10月	ミュージック・ケア、フィットネス、ハロウィン
2025年11月	ミュージック・ケア、フィットネス
2025年12月	ミュージック・ケア、フィットネス、クリスマス会、大掃除
2026年 1月	ミュージック・ケア、フィットネス、初詣・新年会
2026年 2月	ミュージック・ケア、フィットネス、青い鳥企画展
2026年 3月	ミュージック・ケア、フィットネス、桃の節句

※誕生日会では、昼食の提供時にケーキをお出しし、誕生日のPOPを添えることで、誕生日の雰囲気を楽しんでいただけるよう演出いたします。

※青い鳥企画展、端午の節句、七夕、ハロウィン、クリスマス会、桃の節句は特別活動班による創作活動を実施予定です。

※わいわい活動（施設外活動・施設内イベント3回、日帰り研修旅行1回）

※「ミュージック・ケア」「フィットネス」等のレクリエーション活動は新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況を鑑みながら適宜中止または分散化します。

3. 各種委員会の開催【生活介護・就労継続支援】

毎月、第4週目の金曜日に安全衛生管理者及び虐待防止責任者、虐待防止受付担当者、看護職員を招集し、各種の会議を実施します。

実施予定	内 容
2025年 4月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 5月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 6月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 7月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 8月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 9月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 10月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 11月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2025年 12月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 1月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 2月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会
2026年 3月	虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会、感染対策委員会

4. 防火管理（防災訓練）【生活介護・就労継続支援】

自主避難訓練を年3回実施し、所轄消防署を招いての立会い訓練（自衛消防総合訓練）は年2回行います。猛暑や雨天、感染症の流行時には訓練を自粛し、集団訓練の代わりに各班単位（少グループ）での防災教育を企画し、防災意識の向上や安全管理の啓発に努めます。

また、災害に対する認識を深め、適切に対処する心構えを準備するため、一定量の水と食料を青い鳥敷地内の倉庫に貯蓄します。備蓄している食料は賞味期限が切れる前に定期的に消費し、その都度買い足して備えます。賞味期限が迫った食料は年に1回（9月）に昼食として提供し、災害用の備蓄食品を実際に食べる体験を通じて、日常の準備の重要性や食べ物への感謝の心を育みます。

実施予定	内 容
2025年 5月	自主避難訓練
2025年 6月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
2025年 10月	自主避難訓練

2025年11月	自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練）
2026年3月	自主避難訓練

5. 職員研修【生活介護・就労継続支援】

利用者に真に豊かで潤いのある生活を提供するためには、常に利用者の人権、プライバシー、自己決定権を最大限に尊重し、自立支援や権利擁護の考え方を確実に習得する必要があります。利用者の権利擁護や尊厳保持、障がい全般に関する知識や実際の支援技術の向上を目指し、具体的には以下の6つを研修目的の柱としています。

- ① 障がい福祉に携わるものとしての人権観育成
- ② 現在の福祉において重要視されている理念の理解
- ③ 知的障がい、精神障がい、身体障がい、生活習慣病など、個別支援を組み立て、実施する上で必要となる障がい特性や疾病特性の理解
- ④ 具体的な支援アプローチの知識やスキルの獲得
- ⑤ 利用者の発達段階、欲求段階を判断するための知識獲得
- ⑥ 感染症への対応や防災に関する知識の獲得など、安全対策の強化

また、ABA(応用行動分析)、TEACCHプログラム、行動障がい等の知識やスキルを獲得するために内部研修や外部研修への参加を積極的に行い、職員の専門性の向上を図ります。

(新人教育)

新入職員に対しては、入職後すぐに「新人研修」を実施し、法人の理念や歴史、基本的なルール・マナー、利用者との関わり方などを理解してもらいます。常勤職員の場合、担当班に正式配属される前に、担当班以外の班で実習を行います。実習中は定期的にヒアリングを行い、職員の心身の状況や支援の理解度を確認しながら、内容の点検と改善を図ります。

また、一定期間が経過した新入職員に対しては、入職後の新人研修よりも専門的な障害福祉制度や支援の基礎、障害特性に関する研修を行います。

(内部研修)

従前通り、上級職のリーダーシップの下、現場を中心とした全職員が福祉の理念、知識、技術をより深く理解し、獲得することを目指します。そのため、活動班の班長職および班長代理職が講師を務める内部研修（事業体研修）を月1回程度実施します。

また、障害者虐待防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、不適切な対応を防止するための虐待防止・権利擁護研修、さらに正しい手指消毒や換気などの感染対策、嘔吐物の処理、ガウンの着用方法などを学ぶ感染対策研修は、支援者全員を対象として年に2回以上開催します。

救命講習については、堺市消防局が実施している普通救命講習を受講し、心肺蘇生やAED使用に関する法人内職員研修を年1回実施します。また、安全運転に対する啓発や職員の安全意識の向上を目的とした交通安全講習も年1回実施します。

2024年度より参画する堺市強度行動障害支援体制整備事業の専門講座を受講し、強度行動

障害の方の支援に関する理解を深めます。

さらに、勤務時間帯の都合により施設内部の研修に参加が難しい非常勤職員（パート職員）や育児・介護短時間勤務職員に対しては、月1回の会議を行い、その中でサービス管理責任者等が理念、知識、技術についての研修を実施する体制を整え、現場全職員を対象とした研修システムを構築します。

開催月	研修・講習内容	研修・講習担当
4月	感染対策研修	看護師
4月	【事業体研修】障がい特性について	班長
5月	【事業体研修】福祉の現場で働く「仕事の基本」	班長代理
6月	「虐待防止・権利擁護」研修	虐待防止委員会
7月	【事業体研修】障がいの理解を深める	班長代理
8月	【事業体研修】個別支援の在り方や対人援助について	班長代理
9月	感染対策研修	看護師
10月	堺市強度行動障害支援体制整備事業専門講座	北摂杉の子会
10月	【事業体研修】支援における技法	班長
11月	てんかん研修	研修受講者
12月	交通安全講習	安全運転管理者
1月	「虐待防止・権利擁護」研修	虐待防止委員会
2月	【事業体研修】ライフサイクルに応じた支援について	班長代理
3月	救急救命講習	応急手当普及員

(外部研修)

外部研修では、派遣する職員が偏らないよう配慮し、職種ごとに必要な研修に参加します。外部研修に参加した職員は、班会議等で伝達研修を行い、知識の共有を図ります。

毎年、職員が参加している研修には、「てんかん基礎講座」（主催：社団法人日本てんかん協会）や「感染症予防に関する研修」などがあります。また、虐待防止・権利擁護研修、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修など、行政機関が主導する研修については、可能な限り多くの職員に参加の機会を提供し、職員の意欲向上や支援の質向上に役立てていきます。

さらに、強度行動障害のある方に対して適切な支援が行えるよう、基礎的な知識と技術を学ぶ「強度行動障害支援者養成研修」（基礎研修・実践研修）や「行動援護従業者養成研修」に参加します。また、PECS®（Picture Exchange Communication System® 絵カード交換式コミュニケーションシステム）の理論と実践を学ぶ「PECS®レベル1ワークショップ」にも参加します。

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
てんかん基礎講座	7~8月	10,000円	2名

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
------	----	---------	------

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	8～9月	6,000円	4名
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	11～12月	6,000円	2名

※実施機関：大阪府障がい者自立相談支援センター、大阪府立砂川厚生福祉センター

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
行動援護従業者養成研修	適宜	40,000円	2名

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
PECS®レベル1ワークショップ	適宜	35,200円	3名

大阪府社会福祉協議会が主催するキャリアパス対応の生涯研修課程を受講します。この研修の目的は、職員の資質向上とキャリアアップです。具体的には、コミュニケーションスキルの向上（新人・中堅職員対象）や、リーダーシップ力およびマネジメント力の向上（班長格以上対象）を図り、組織力を高めることを目指します。

さらに、社会人として必要なマナーに加え、福祉サービスを提供する者としてのマナーを習得するため、大阪府社会福祉協議会が主催するサービスマナーセミナーにも参加します。これにより、地域に信頼される法人づくりを目指します。

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
福祉職員キャリアパス対応生涯研修（初任者）	5・9月	9,210円	2名
福祉職員キャリアパス対応生涯研修（中堅職員）	6・10月	9,210円	2名
福祉職員キャリアパス対応生涯研修（チームリーダー）	7・11月	9,210円	2名

研修内容	日程	受講料(1名)	受講人数
サービスマナーセミナー（新入職員クラス）	4月	5,000円	2名
サービスマナーセミナー（初級クラス）	5・9月	10,000円	2名
サービスマナーセミナー（中級リーダー）	6・10月	10,000円	2名

※開催日程・受講料については、2024年度大阪府社会福祉協議会の研修事業計画を参考

（自己研修制度）

当該制度は、知的障がい児者をはじめとする障がいのある方々やその関係者の支援・援助に従事する福祉専門職等の主体的な能力開発を支援し、ひいては法人全体のレベル向上に繋げることを目的としています。毎年度、法人が制度の目的に適合とみなし指定した通信教育講座等について給付枠を設け、受講希望者の中から給付対象者を選定し、その受講料及びテキスト代を全額給付します。以下の通信教育等が給付対象として予定されています。

2025年度には、災害について理解し、日常的にどのような備えが必要か、被災時にどのような行動が求められるかを学び、実践できるようになるための資格である「防災介護士」の資格取得を対象とします。この資格は、主に高齢者や障がい者など、防災・避難において介助が必要な方（災害基本法における要配慮者・避難行動要支援者）に対する支援を想定しており、応急手当や救

助方法を身につけることができます。

また、日常の口腔ケアや摂食・咀嚼・嚥下トレーニングといった実践的なスキルを習得できる「介護口腔ケア推進士」の資格取得も対象とします。

実施団体	講座名等	受講料(1名)	受講人数・受講資格
財団法人 日本知的障害者 福祉協会	知的障害援助専門員養成 通信教育	69,300円	1名 勤務年数2年以上の者
	知的障害を理解するための 基礎講座	18,700円	1名 すべての職種の者
株式会社 ユーキャン	介護口腔ケア推進士講座	34,000円	1名 すべての職種の者
公益財団法人 日本ケアフィット 共有機構	防災介助士資格取得講座	25,000円	1名 すべての職種の者

※社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の3福祉士は、当法人としては当該職種の福祉専門職として必携であるとの位置づけなので、各福祉士の養成講座などについてはあえてこの自己啓発を支援する給付制度の対象から除外しています。

2025年度（令和7年度）－第23期－

● 居宅系サービス

共同生活援助事業（訓練等給付事業）

（2025年4月1日～2026年3月31日）

社会福祉法人 ころの窓

共同生活事業所

ヴィラージュあゆみ

ヴィラージュあまね

1. 支援方針

グループホームは「生活の場」であり、日中活動の場以上に利用者本位のサービスが展開されるべきです。本来の目的は、集団生活を送ることにあるのではなく、あくまで地域生活を行うことにあり、共同生活のルールに利用者をはめることから始まる支援は本末転倒で、ノーマライゼーションの思想の中核をなす「一個人として住み慣れた地域で当たり前暮らし、個々人のライフスタイルが最大限尊重される生活」の実現を支援の目標に置きます。

①定員

ヴィラージュあゆみ 定員26名

ヴィラージュあゆみ	
グループホーム名	定員
大美野ホーム	8名
すごうホーム	5名
おおみの149	3名
なかもずホーム1	5名
なかもずホーム2	5名

ヴィラージュあまね 定員31名

ヴィラージュあまね	
グループホーム名	定員
ホームおおみの65	6名
青い鳥ホーム1	4名
青い鳥ホーム2	6名
もずホーム1	5名
もずホーム2	5名
すごう第二ホーム	5名

②個別支援

サービス管理責任者並びに担当支援員は本人や家族との面談、各関係機関と情報共有、事業所内での支援計画作成会議を実施してニーズを分析・検討したうえで、6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人や家族等の同意を得てサービスを提供します。また、支援期間について経過報告書（モニタリング表）を作成し、本人や家族等にお渡しします。

③健康管理について

●服薬管理

服薬管理は必要に応じて行います。また、服薬の自己管理を希望する方であっても、飲み忘れがないように声かけ、見守りを行います。

●衛生管理

衛生面は食事提供に携わる世話人、または生活支援員全員が毎月検便を行い、保菌者をいち早く発見し、他者への感染や食中毒事故を予防します。

●栄養管理

全グループホームで夕食食材宅配サービス「ヨシケイ」を採用し、栄養バランスが考慮された食生活を享受して頂く一方、日中利用者の昼食メニューとの「献立の重なり」を避けるため、注文時の献立のチェックを実施します。

●健康診断

青い鳥を利用しているグループホーム利用者については、青い鳥主体で実施される健康診断を年1回受けていただきます。日中活動先が青い鳥ではないグループホーム利用

者のうち勤務先で健康診断を受診していない方についても、青い鳥での健康診断受診の案内を行います。

●感染症対策

グループホーム内で感染症の罹患者が発生した場合、ホーム全体に拡大する傾向にあるため、コロナ渦の中で今までに体験してきた感染対策や感染対応の経験を生かし、引き続き、気を緩めることなく感染予防・感染拡大防止に努め、利用者の安心・安全な暮らしに資する支援を展開していきます。インフルエンザ等の体調不良時は、通院やグループホームでの日中見守り・昼食等の食事対応を行います。

●口腔ケア

青い鳥を利用しているグループホーム利用者については、1～2ヶ月に1度、希望者に歯科受診の機会を提供します。青い鳥での歯科受診を希望されないグループホーム利用者については、歯科受診の案内や口腔内に関する情報を本人や保護者等と情報共有します。

●耳鼻咽喉、爪や皮膚等に関するケア

靴を脱いだ状態での生活や入浴介助を行うグループホーム事業だからこそ、爪や皮膚のトラブル、外耳道の詰まり等を早期に発見できると考えます。それらが発見された場合、急を要する場合は通院サポートを行い、定期受診が必要な場合は居宅介護事業所（通院等介助）等と連携・活用します。

④見守りカメラの設置

事故・虐待防止の観点から、直接的な介護・介助のサービス提供機会が多いケア型ホーム（青い鳥ホーム1・2、ホームおおみの65、もずホーム1・2、すごうホーム・第2ホーム、なかもずホーム1・2）に見守りカメラを設置しています。これにより、「見守りの目」が増し、事故等の未然防止・原因特定・検証の一助となっています。設置場所はプライバシーに配慮し、共有スペースのリビング等に設置しています。見守りカメラ未設置のグループホームにつきましても、今後、整備する方向で検討します。

2. 行事・余暇活動について

グループホーム毎に人員規模や障がい特性に配慮しながら、季節を感じられる余暇活動を実施します。外出活動を計画・実施する際には、本人の希望や障がい特性に配慮した行先を検討する、混雑日を避ける等柔軟な対応を行うことでグループホームでの生活の活性化につながります。その他、休日に移動支援サービスが使えない場合、適宜、買い物やドライブ、近隣散歩等に出掛けるなどの余暇活動を実施します。

3. 人権尊重と虐待防止

グループホーム事業は、事業単位が小規模であり、利用者と支援員の密接な関係から、ややもすれば「指導的=強引な支援」に陥りがちです。こうした支援方法が虐待の危険性を秘めていることを、職員一人ひとりが、常に心掛ける必要があります。虐待に対する意識改革・

虐待防止に取り組むため、グループホーム単位の会議開催（2ヶ月に1回）時に「虐待防止チェックリスト」にて普段の支援や関わり方等の振り返りを行い、虐待防止を常に意識します。

虐待防止委員会を定期的（毎月）に運営し、職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件等の確認や体制の見直し、支援方法の再検討を行います。また、身体拘束適正化委員会を定期的（毎月）に運営し、身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認と改善を検討します。特に緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施した場合の身体拘束等実施状況や適正性についての検討を行います。

4. 職員研修について

「虐待防止・権利擁護研修」、「感染対策研修」、「救命講習」、「交通安全講習」については青い鳥に準じます。勤務時間帯の都合により研修・講習の出席が難しい職員に対しては、研修・講習に出席したサービス管理責任者（主任）等がグループホーム単位の会議にて研修・講習を実施する体制をとることで全職員を対象とした研修システムを構築します。

その他、バックアップ施設の青い鳥で実施している「事業体研修」へグループホーム班長職及び班長代理職が講師として参加し、他事業の職員との交流や意見交換を図ります。

5. 危機管理・災害防止について

①防火管理（防災訓練）

消防法により、全グループホームに「自動火災報知設備」を整備しています。また、常時介助を必要とする「青い鳥ホーム1・2」「ホームおおみの65」「もずホーム1・2」「すごうホーム」「すごう第二ホーム」「なかもずホーム1・2」には、全室にスプリンクラーが設置されています。

災害時に迅速かつ効果的な避難ができるように6ヶ月毎に通報訓練・避難訓練を実施します。避難訓練を継続的に行うことで、利用者や職員が避難方法や避難経路に慣れ、本当の災害発生時に冷静に対応する力を身につけます。また、定期的に避難訓練を行うことで、避難に関する課題や改善点を発見し、施設の安全性の向上を図ります。

	グループホーム名	防火管理者	訓練実施月
ヴィラージュ あゆみ	なかもずホーム1・2	選任済	2月・6月
	大美野ホーム		
	おおみの149		
	すごうホーム		

	グループホーム名	防火管理者	訓練実施月
ヴィラージュ あまね	青い鳥ホーム1・2	選任済	3月・7月
	ホームおおみの65		
	もずホーム1・2		
	すごう第二ホーム		

②感染症対策

感染対策委員会を定期的（毎月）に運営し、業所内の衛生管理や支援に係る感染症対策（手洗い等の予防策）、発生時の把握等を行います。

③自然災害対策

昨今、自然災害が増えており甚大な被害が出ています。BCP（事業継続計画）を定期的に見直し、ライフラインが途絶えても7日間持ちこたえることができる飲料水・食料品・日用品・備品等を購入し、各ホームで管理します。災害用の食料品は、普段の食事として喫食できる質・量のことを備蓄しており、毎年一定量をローリングし賞味期限内に随時更新することで、ご利用者の負担も大きく増えないよう配慮しつつ災害への備えを進めていきます。また、突発的な災害時等は、グループホームでの日中見守り・昼食等の食事対応を行います。

6. 個人情報の保護について

個人情報に記載された書類等は利用者自らが管理することが原則ですが、心身の状態等により自ら管理することが困難な場合は利用者又はその家族等からの依頼を受けて、管理を引き受ける等の便宜を図ります。なお、引き受けるに際しては預かり証を発行し、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管・管理の記録をつけます。

7. 今後の展開について

①新規グループホーム開設準備

昨年度取得した不動産（本部施設近隣地）に最重度者を含む重度者対応グループホーム（定員 10 名）を開設すべく、設計や設備等の検討をすすめ 2027 年度の開所を目指します。今般の重度者対応グループホームでは、定員 2～4 名程度のグループホームを複数組み合わせることにより多数のスタッフが年間を通じて夜間常駐することで、小規模点在型事業であるグループホームの最も脆弱な夜間緊急対応にかかるワンストップ機能が期待できます。

②入居率・稼働率について

	ヴィラージュあゆみ	ヴィラージュあまね
入居率	100%	100%
稼働率	約 75%	約 85%

入居率は 100%を維持します。

稼働率は、安定経営を行う上での最重要指数の 1 つであり、収益に直結するものです。ヴィラージュあまねについては、家庭事情による週末利用ニーズの高まりにより稼働率は徐々に上がっており今後も需要は増加していくと考えられますが、週末の利用需要はあるものの職員不足により全日開所できていない拠点が 1 ヶ所あり、今年度は職員

の採用を増やし全日開所を目指します。

ヴィラージュあゆみについては、全日開所できる職員配置となっていますが、週末（金～日）帰省される方や障がい特性により長期的に利用を休止される方が複数名おられるため、稼働率が上がらない状況が続いています。当然開所する限りにおいては利用率を上げなければ安定経営が困難になります。利用日数が少ない利用者本人や保護者の理解を得ながら、利用日数の増加を促し、必要に応じて他の福祉サービスへの切り替え検討をしていただきます。

③地域連携推進会議の設置

共同生活援助は、障害のある方が家庭的な環境で暮らし、地域社会の一員として自立した生活を送るための重要な施設です。しかし、地域住民との交流が少ないために社会的孤立し、外部からの目が行き届かないために支援の質の低下や虐待などの問題が見過ごされることがありました。障害者もひとりの人間として自由に社会参加する権利、就労し自立する権利がありますが、そのためには地域での協力、支援も必要です。こうした背景を踏まえ、今年度から利用者と地域住民や有識者などをつくる「地域連携推進会議」の設置が義務されました。

地域連携推進会議は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者等により構成され、おおむね1年に1回以上ホームの運営内容を報告したり助言を受けたりするほか、地域連携推進会議の構成員がグループホームを訪ねて暮らしの様子を見学します。また、会議の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表します。

2025年度は地域連携推進会議の構成員を選出し、2026年度から地域連携推進会議を開催します。

2025年度（令和7年度）－第23期－

● 障害児通所支援事業【児童福祉法】

放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）

児童発達支援事業（障害児通所給付事業）

（2025年4月1日～2026年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい児通所施設

青い鳥初芝教室

1. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業について

24年度の報酬改定により、前年度は200万円程度（給付全体の10%）の減収となりました。25年度は、専門的支援実施加算の拡充並びに専門的支援配置加算を取ることで、減収分をある程度カバーする見込みです。

今年度の利用契約人数は、57名（就学前児童4名、小学生28名、中・高生25名）で、去年に比べて少し減少していますが、利用回数を増やしたいというニーズが高まっているため、そのニーズに対応することを優先しています。職員体制は整いつつありますが、現状で進めていながら職員のスキルアップをはかり、利用児並びに保護者のニーズを満たし、更に新規利用者に繋げていけるようにしていきます。

2. グループ療育について

五領域に焦点をあてた療育を通して、利用児が「ことば」を獲得し、身辺自立や社会性が育つように支援をおこなっていきます。

・就学前・小学生低学年

集団生活を行いやすくするために、母子分離から始め、挨拶を始めとする言葉の習得や生活訓練を通して身辺自立の習得、集団の中で指示を聞いて行動できるようになることを目的として行います。また、自分の意見や気持ちを言葉にし、友達とコミュニケーションが図れるよう、経験値を増やし自信をつけることを目的とします。

・小学生高学年

同学年の友達とのコミュニケーション能力の向上のため、友達に対する具体的な言葉かけや言葉遣いを獲得するために、ソーシャルスキル等を取り入れて経験値を増やすことを目的とします。

・中学生・高校生

ソーシャルスキルやルールゲームを取り入れ、協調性や友達意識を促し、社会自立をすることを目的とします。

3. 個別学習について

個別学習では、個々の児童の障がいの程度や能力に応じた課題を設定し、少しでもできることを伸ばしていくことを目標に取り組んでいきます。

就学前の児童に関して、小学校入学の前に座って課題に取り組む・鉛筆を持つ、平仮名や数字を覚える・言葉を発すること等を目的としたニーズが高まっています。また、「見る力」を伸ばすためにビジョントレーニングを取り入れたたり、手先の巧緻性を伸ばすための課題を取り入れたたりしていきます。

小学生に関しては、文字・数字の読み書き、読解、学校の勉強についていきたい、色々な言葉の理解と表出、時計・お金の理解等、多様なニーズが増えています。最近では、

学校の宿題を見て欲しいというニーズも増えています。また、i P a dのトーキングエイドアプリ等を利用して、意思を表出できる手段を獲得し、コミュニケーションが取れることを目的とした課題も取り入れていきます。

中学生以上に関しては、今後社会に出たときに必要なことに対する取り組みニーズが高まっており、言葉のやりとり、時計やお金の学習、軽作業の取り組み、服を着る・たたむ・荷物を管理するなどの身辺自立の向上、電車の乗り方やマナー、性教育、SNSの使い方等を目的とした個別学習が増えています。また、保護者や友達とは話すことができない話等を聞いて欲しいという子どもと保護者のニーズが一致している希望も多いため、そのニーズに応じた対応をしていきます。

4. 保護者との懇談について

保護者との懇談は、毎回療育の終了後、もしくは前に行います。また、時間の関係で懇談ができなかったり、都合で教室に来られなかったり、一人で通っている児童に関しては電話での懇談を行います。また、毎回モニタリングを行うことで、よりきめ細かいサービスが提供できるように努めていきます。

5. 療育児童の通園、在校する学校との交流及び放課後等デイサービス事業所との連携について

児童の保護者からの要望に応じて、学校（保育所）訪問を行い、療育生の学校（保育所）での様子を見学します。

また、相談支援事業所を利用している児童に関しては、担当者会議に参加することとし、療育の都合で参加できない場合は電話と書面にて児童の様子を伝えます。

不登校児童の対応に関しては、他の事業所と情報交換等を行いながら、学校、相談支援事業所と連携をとりながら支援を進めていきます。

6. 研修について

専門的な知識を高めより良い質の支援を行うためにも研修には積極的に参加し、支援の場に活かせるように学ぶことを目的とします。

2025年度（令和7年度）－第23期－

● 相談支援事業

特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）

障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）

（2025年4月1日～2026年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

相談支援事業所 青い鳥

●概況

計画相談支援サービスいわゆる障がい者版ケアマネ制度が2012年度から始まり、その時代要請に伴い、同年度より相談支援の独立事業部門として相談支援事業所青い鳥が発足、2015年度より障害福祉サービス利用者すべての方に相談支援専門員の計画が必須要件となって10年が経とうとしています。導入時の問題（国が求める量的拡大の課題と現実の体制整備実態の大きな齟齬）が未だ解消されておらず、堺市における計画達成率は 者：67.0%→・児：43.6%\（2024年12月末現在）といった低迷ぶり、つまり制度誘導に実態が追いつかない構造問題が背景にあり、その一因である給付低報酬の課題や全員二卒の希薄化、を抱える不採算事業として、現在に至っております。

その中、当法人の事業スタンスは同法人内利用者への優先・救済的取り組みを基本として、相談員2人（兼任管理者と専任パート）に絞り、小規模で気心知れた身内特化型相談として機能させることを第一義としています。これまで主に本体施設青い鳥からのケース引受けを実践して、一定の量的整備は完了しましたので、現在は新規計画は抑制し、既存利用者の経過フォロー、いわゆるモニタリングに重点を置く取り組みを継続しているところです。

2025年度もこのスタンスを踏襲しつつ、利用者保守への業務継続、と懸案の経営課題（当事業採算は他事業からの繰入れ補填から成り立つ）への事業自体の統廃合、といった相反する2つのテーマの同時進行を計りながら、事業の持続可能性を見極める所存で変わりありません。

●事業運営

2024年度の障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援も基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）がなされたところです。ただ、これは相談支援の質の向上やその提供体制整備の推進を主眼としたものとなっており、当事業所のように小規模の兼任又はパート相談員による効率化精鋭主義では、若干の基本単価アップが期せるものの、報酬体系上、採算面での改善には程遠く、又コロナ禍以降からの行列が簡素化継続の一環もあって、慢性持ち出し状態での細々運営という見通しが2025年度も続くこととなります。このような経営面での厳しい背景ではありますが、2025年度も前年度に引き続き、当事業所が目指す相談支援の重点施策は、①これまで増やしてきた法人身内ケアマネとしての責務維持 日常的な相談支援機能 に加え、②国策として確立した「地域生活支援拠点等」^{注1}への [相談機能の強化]参入 非常時に対応できるバックアップ機能 の継続であります。地域や法人利用者の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るべく、上記2つの機能から、「現状のソリューション」「有事のサポート」「将来のリスク管理」の3点を標榜して取り組んでいきます。

次に、もう一つの事業運営として給付収入業務ではありませんが、社会福祉法人の地域貢献の責務から、社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に2016年度より参画しております。2017年度からは地域の総合生活相談を担う「コミュニティソーシャルワーカー」（総合生活相談員CSW）に当事業所の相談支援専門員が資格取得することで、人的貢献も可能になりました。以降、毎年度数件の「生活困窮者レスキュー事業」^{注2}に参入しており、地域

連携や経済的援助などの実績を積み重ねて、現在に至っています。2020年からのコロナ禍における失業や営業自粛に伴う収入減といったこれまでにない大きな影響に対し、その救済貢献への使命感はますます重要性を帯びているところであり、又地域からの期待や関係者からの要請も高まっていることから、引き続き日常本業務とのバランスを保ちながら、2025年度も継続していきます。

●利用者に対する支援方針

利用者の尊厳を守り、人としての権利を擁護して、ハンデからくる生きにくさ、暮らしづらさの緩和、解消や様々な課題解決に向けて、本人の意思決定支援へのお役立ちに徹します。具体的には、利用者の強みや長所（ストレングス）とその能力（エンパワメント）に着目した本人中心支援計画を策定、利用者の立場に立って、親切丁寧な説明と理解を得る事を旨として安心と信頼の創出から、一方的な援助関係でなく協働関係パートナーを目指します。

※ 注1「地域生活支援拠点等」

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもので、4つの機能が用意されている。

①相談機能の強化 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成

※ 注2「生活困窮者レスキュー事業」

社会福祉法人の強みを活かした地域貢献として、失業、介護、障がい、虐待やDV等により、今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった…など制度の狭間の生活困窮に陥った方といった様々な‘生活SOS’に対応する総合生活相談事業です。社会福祉法人のCSW（コミュニティワーカー）が担います。

2025年度（令和7年度）－第23期－

● 短期入所事業

短期入所事業（介護給付事業）

日中一時支援事業

（2025年4月1日～2026年3月31日）

社会福祉法人 こころの窓

短期入所事業所

ショートステイあかね

●短期入所（ショートステイ）事業について

[概況]

「ショートステイ あかね」(単独型・定員 12 名)が生まれてから、もう 11 年が経ちました。この間、未曾有のコロナ災禍を経験しましたが、それ以外は特に大きなトラブルや事故に見舞われることなく、利用者数は増加をたどり、また職員の定着が高く推移して現在に至っていること等、安定した事業運営の土壌が築かれて、地域に根差すことが出来ているのではないかと、自負しているところです。この調子で 2025 年度以降に向けても、これまで 10 年以上積み上げた実績ノウハウを継承、持続していくことをベースとし、さらに新たな利用者納得視点の開拓(利用者本位)と事業性意識の高揚(稼働率の充実)を図っていく所存であります。

次に、緊急時の受け皿機能発揮としまして、2017 年度から始まった堺市の「緊急時対応事業」が見直し(廃止)されることとなり、2025 年度より新たな緊急対応チームとして、「障害者(児)緊急時かけつけ等事業」^{注1}が創設され、参画する予定です。これは緊急時対応事業にあった緊急時における移送・駆けつけ機能と緊急時対応後の相談支援機能とをミックス制度化するもので、受入れ機能は地域生活支援拠点等認定事業所に統合一本化となっており、従前利用者限定登録制から、幅広い緊急利用者ニーズへの拾い上げと地域生活支援拠点の拡充化が図られるものとなります。あかねは既に 2023 年度より堺市から、地域生活支援拠点等の機能[緊急時の受入れ・対応]^{注2}を担う事業所として拠点認定を受け、多くの受入れ実績貢献がなされているところで、次年度は更なる制度強化に伴う、地域拠点としての役割を担うこととなります。

また、非常時の地域社会資源としての施設提供機能、並びに法人内グループホーム利用者の感染分離療養機能、など緊急時の様々なニーズ、拠点シェルターとしての役割に積極的に邁進してまいります。そしてそのためには、安定した運営環境整備に注力して、①緊急時に備えた相談体制を作る、②その体制づくりのため職員の専門性を養成する、③24 時間年中無休でのネットワークを構築する、といった 3 つの視点を目標に、結果、地域の暮らしを支える拠点機能に合致している。を目指していきます。

最後にコロナ禍を経てようやく日常化が戻りつつある昨今ですが、その教訓は当施設のあり方や脆弱性の露呈を浮き彫りにしました。位置づけが 5 類に変わったものの、コロナだけでなく広く感染症等あるいは災害全般にリスクマネジメントが求められることとなって、持続可能を主眼とした BCP（業務継続計画）の策定や感染対策指針そして実効性の為の感染対策委員会の開催が義務づけされたところです。このような背景の中、あかねでは知見に基づく感染症対策の続行（別記●利用者に対する支援方針の・感染対策 参照）を図り、必要とする利用者に対するサービスが適切且つ継続的に提供されることを前提に、危機管理常態への対応力強化に最優先で取り組んでいきます。

[基本方針]

地域に開かれた社会資源として、あかねが標榜しているショートステイ 3 つの機能、1. 自立体験（親元を離れ外泊する）、2. レスパイト（保護者の休養、息抜き）、3. セーフティネット（緊急保護、保護者入院、虐待等）を運営の柱に据える事、特に社会的使命として 3. の緊急

対応の受け皿機能を重視・優先する事、を基本方針として、緊急床を1床備えることとします。また堺市の緊急対応制度の枠組みや虐待チームといった保護ネットワークとの連携を深め、他のショートステイ事業所や各相談支援機関との協力関係構築に努め、地域生活の一翼を担うだけでなく、かゆい所に手が届くといった駆け込み寺的役割にも率先して応じ、安心して安全、信頼されるシェルターとしての位置づけを確固たるものとしていく、といった開所からの基本方針を堅持、継続実践していきます。

※注1 **【障害者(児)緊急時かけつけ等事業】** (新規)

休日・夜間に介護者の急病等により、障がい者が自宅等にて過ごすことが難しくなる、或いは障がい者本人が不安定になり自宅等にて過ごすことが難しい場合に、堺市と協定を結んでいる事業所が自宅等にかかけつけ支援を行う事業で、障がい者が緊急的に短期入所を利用する必要がある場合は、かけつけた職員が地域生活支援拠点等に認定された短期入所事業所まで移送する仕組み。

また、緊急対応を行った障がい者(児)に対して、必要に応じて地域生活を継続するための相談支援を行う。

※注2 **【地域生活支援拠点等の機能(緊急時の受入れ・対応)】**

国施策(障害者総合支援法)に基づく、地域生活支援拠点整備の4つの機能(相談支援事業別掲)の内の一つ【緊急時の受入れ・対応】で、「短期入所を活用した常時の緊急時受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能」とされ、2023年度より堺市が体制充実や対応実績等を審査して認定を行うもの。

●利用者に対する支援方針

・感染対策

コロナ禍の教訓により、5類への移行となっても、種々感染症への基本的な予防対策メニューを継続実践し、感染リスク感度を維持します。

- ① 消毒 こまめに手指や、備品、居室、共用部、送迎車中のアルコール消毒を実施。
- ② 検温 水際検温、定期体温把握と共に症状確認。
- ③ 断密 個別対応(原則、比ソグ(食堂)利用禁止→居室配膳、単身入浴、自室滞在)
- ④ 飛沫 利用者には極力マスク励行、職員は接近介助の場合さらにフェイスシールド着用。
- ⑤ 換気 密閉回避と温度差に留意した定期換気。
- ⑥ 教育 職員への感染対策知識啓発、研修参加。
- ⑦ 常備 PPE(防護具)[サーズマスク、フェイスシールド、ガウシ、手袋等]の確保。
- ⑧ 自粛 種々イベントや加竹その他集団活動を見合わせる。
- ⑨ 用心 利用者・職員共、体調異変に留意し、自身若しくは同居家族が有基礎疾患や高齢である場合には自粛勧奨を行う。

- 食事の提供

利用者の食事については、栄養士の管理の下に必要な栄養基準量を確保し提供します。食中毒対策、衛生管理も栄養士の指揮の下、万全を期し、調理はショートステイ棟内厨房にて、調理士による自前提供とします。食事は利用者にとって最も楽しみな時間の一つであることを職員皆が認識し、四季の彩りを添えることや、節分、ひな祭り、クリスマスなど折々のイベントを演出することにも力を注いでいきたい。また、必要な利用者には食事介助を実施します。

- 入浴

入浴の実施回数は当然毎日であり、感染症対策、プライバシーの保護、そして入浴そのものに対する満足度の観点からシャワー付個室を導入する一方、利用者の好みやニーズ又は重介護対応により大型浴槽、特浴（機械浴槽）も用意することとし、必要な援助（身体介護、声掛け、見守り）を実施します。

- 居住環境

利用者の居室については鍵付きの個室とし、プライベート空間を保証します。その他リビングや多目的室を設け、動線はすべてバリアフリー、洗面台は2居室に1台完備、トイレも車椅子対応を2か所準備して臨みます。

- 送迎

送迎の必要な利用者には、可能な限り配車を実施し、ショートステイ利用への利便をはかります。

- 保健衛生

保健衛生については嘱託医及び隣接の法人本部施設に常駐する看護師の指示を受け、万全を期します。看護師は定期的な講習会に参加し、情報収集並びに他職員の啓発、実践の徹底を行います。シーツ等のリネン類は毎日交換し、連泊する利用者に対しては適切に衣類等を洗濯するなど、常に清潔な状態を保ちます。また、事業存続のリスクといっても過言でない感染症対策については、徹底した消毒処置と利用者の罹患情報の告知及び最新情報の収集・共有・提供を行って、予防、拡大防止に努めます。

- 余暇活動

滞在時間、利用者それぞれが過ごせる余暇支援も大切にします。個人、集団、どちらでも本人の選択によって有意義に過ごせる環境を整える視点を持ち、具体的にはカラオケ、ゲーム、DVD鑑賞（映画、アニメ、ｺﾞｽﺎｰ等）、パソコン、音の鳴る絵本等を用意したり、塗り絵、色紙、ビーズといった創作活動を提供したりして、満足度を高めます。また、日中を過ごされる利用者には散歩、ドライブといった外出活動、季節のイベント等々、本人のエンパワメントに資するような支援プログラムの展開を期していきます。

- 防災活動

同敷地内の中核通所施設「青い鳥」と合同で、定期的な避難訓練を実施します。また、職員には年一回、防災教育を実施し意識高揚に努めます。

- 虐待防止

利用者の人権の擁護、尊厳保持、虐待防止等のため、次の措置に努めます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制（窓口）の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- 職員研修

職員の育成は法人にとって最も重要な事業の一つと位置付け、権利擁護、尊厳保持、障がい全般の知識、支援技術等ならびに保健衛生(特に感染対策)や安全危機管理など、様々な研修について、外部研修、内部研修とも積極的に参加、開催していきます。